

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p><u>Ⅲ-1-10 電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>(1) 電子政府の総合窓口</u> <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Govを利用して提出を求めることとする。</u></p> <p><u>(2) 金融庁業務支援統合システム</u> <u>業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）等については、原則として、金融庁が運用する金融庁業務支援統合システムを利用して提出を求めることとする。</u></p>